

議案第八十四号

鮎の薬物死に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり鮎の薬物死に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年九月十八日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年九月廿七日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一 事故発生年月日 平成二年六月十二日

二 事故発生場所 東伯郡三朝町大字穴鴨・天神川水系上流

三 事故当事者 三朝町

四 相手方 倉吉市大平町一〇三の二

天神川漁業協同組合

組合長理事 野一色 敏 温

五 損害賠償額 二五〇、〇〇〇円